

議事の経過・会議記録の概要

会議名：第12回 河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会

日時：平成26年2月28日（金曜日）13:00～17:20

場所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：＜委員会委員＞ 新倉委員長、中村副委員長、井川委員

＜聴取対象者＞ 生活福祉課の生活保護業務に従事するケースワーカー（現業員）の主査及び担当職員の2名

＜市側説明員＞ 野川行政改革課長、田中行政改革課統括主幹

＜事務局＞ 小西総務課長、吉川総務課主査

1 関係者聴取について

生活福祉課の生活保護業務に従事するケースワーカー（現業員）の主査及び担当職員の2名の職員にそれぞれ会議への出席を求めて聴取を行った。

なお、関係者聴取を行うに当たり、委員長から聴取を受ける職員が自由に発言できる環境に配慮するようとの指示が事務局にあったことから、事務局職員の出席も最小限とし、生活福祉課の職員も立ち会わずに行った。

2 関係者聴取における主な質疑内容

(1) 委員からケースワーカー（2名）に対して、主に当時の生活保護所管課での業務内容や状況、また、現在の状況等について聴取が行われた。

(2) 委員からの質問に対し、聴取を受けたケースワーカーは、それぞ

れ主に次のような回答を行った。

① ケースワーカー（主査）の主な回答

- ・生活保護所管課への配属1年目は、30ケースほどを初めは受け持ちながら、通信教育で社会福祉主事の資格を取得していること。
- ・平成19年頃はケースワーカーの数が少なかったので、各ケースワーカー1人当たり120ケースは担当をしていたこと。
- ・担当ケース数は、平成21年頃がピークで、140ケースを超えるケースを担当していたこと。
- ・現在はケースワーカーが倍増して14名となり、担当ケース数は75ケース程度になっていること。
- ・担当のケースが多かったときは、病院に搬送するとか、人が亡くなるなどする数も増えるので、水曜日のノー残業デーを含め、平日は毎日午後8時、午後9時頃まで仕事をしていたこと。
- ・生活保護受給者から領収書を2枚もらってくるように経理担当の職員から指示されたことはなく、領収書には自分が生活保護受給者の名前を記載して、生活保護費の支給と引き換えに押印した領収書を徴していたこと。ただし、金額は記載していなかったこと。
- ・平成21年頃から、当時の査察指導員兼主幹の指示により、不正防止のため、生活保護費の支給に際しては複数の職員が立ち会って行うようになっていたこと。そして、そのことは現在も行っていること。
- ・現在は、判子を預かっておくというようなことは行っておらず、施設に入っていて、口座のないような方には、施設に行ってお渡しし、本人から領収印を徴していること。
- ・歴代2名の査察指導員兼主幹が相次いで病気休暇をとることにな

ったことについて、査察指導員兼主幹が実務上の生活保護費の決定権者ということや、当時は10名以上のケースワーカーを1人の査察指導員兼主幹が指導していたこともあり、査察指導員兼主幹には相当な負担がかかっていたように感じていたこと。また、査察指導員兼主幹に代わって、当時の課長が判断をすることはなかったこと。

- ・生活保護所管課に異動してきて感じたのは、ケースワーカーが全て判断して、査察指導員兼主幹に決裁を求めるような形になっており、管理職の目が届いていないと感じていたこと。
- ・元々、生活保護費の支給方法は、窓口払いと口座振替による支払いは半々ぐらいの割合であったが、現在は、口座振替による支払いを進めていること。
- ・ケースワーカーというのは訪問が中心の仕事なので、訪問して、相手と話しして、そこでどんな支援が必要かというのを考えていくのが本来の仕事だと思うので、それに集中できるような組織が良いと思うこと。
- ・従前は人事異動によって担当地区を替えていたが、平成23年度からは、3年毎に担当地区を替えるようになったこと。3年毎に地区替えする方が、自立していくための病状把握なり扶養義務調査なりを3年で仕上げていくという目安ができるので、その方が良いと考えていること。
- ・ケースワーカーが日々相談受けて困っていることを部長、課長などの管理職が知ってもらえたら、心強く、また相談もしやすくなり、ケースワーカーの不安が払拭されると感じていること。

② ケースワーカー（担当職員）の主な回答

- ・市に入庁後、最初に生活保護所管課に配属となり、現在に至っており、当初は3～40件のケースを担当し、平成24年度は100件程度、平成25年度は75件程度のケースを担当していること。
- ・入庁直後に人事課主催の研修として、中部の合同研修や市の新人研修を受け、その後、職場（生活保護所管課）に配属されたこと。
- ・職場（生活保護所管課）に配属後の半年間は、生活保護の最初の相談の記録の取り方や資料の整理や、先輩のケースワーカーの面談相談の同行などをしてきたこと。
- ・入庁後、半年ぐらい経ってから、担当のケースなどを持つようになったこと。
- ・1年目、2年目は、病院に入院をされていて、本人は意識もなく、親族もおられないようなケースを主に担当しており、病院の事務員さんに生活保護費を届けており、その際に、当時経理担当であった本件生活保護費不正支出事件の元職員から、金額の白紙の領収書を2枚徴収するように命じられていたこと。また、金額はボールペンでは書くなと命じられていたこと。ただし、このような白紙の領収書を徴収するような事例は少なく、毎月の定例支給で窓口支給している場合は、このようなことは行っていなかったこと。
- ・当時、本件生活保護費不正支出事件の元職員がケースワーカーのリーダー的な役割で取り仕切っていた印象を持っていたこと。また、当時の上司も仕事を任せているような印象があり、仕事ができるという印象を持っていたこと。
- ・生活保護の受給者の中には、過去に色々なトラブルがあったよう

で、どうしても銀行に口座を持ちたくない方もおり、窓口での現金支給を完全に無くすことは難しいと思われること。

- ・当時の査察指導員兼主幹には業務のことでよく相談をしたが、経理の内容に関しては、当時の査察指導員兼主幹も詳しくなかったので、経理担当であった本件生活保護費不正支出事件の元職員に相談をしていたこと。
- ・現金を扱う課については、定期的な人事異動が必要だと感じていること。
- ・現在は、毎年新人が生活保護所管課に配属されるようになり、課の雰囲気は良くなってきているように感じていること。

3 市の電算システムの管理体制のあり方に関する審議

市の電算システムを統括する行政改革課の職員(課長及び統括主幹)が出席して、市の電算システムの管理体制に関して、河内長野市情報セキュリティポリシー(平成16年2月作成)及び情報セキュリティ実施手順書ガイドライン(生活保護システム版)を提出するとともに、その概要について行政改革課長から委員に説明を行った。

4 次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会について

次回の河内長野市生活保護費不正支出事件外部調査委員会は、委員長から生活保護電算システム担当者及び生活保護業務の経理担当者の2名から改めて聴取したい旨の発言があり、聴取を受ける関係者が自由に発言できる環境に配慮するようとの指示が委員長からあった。また、次回の関係者聴取に関しても非公開で行うことについて、委員長が委員に諮って決定された。

以 上